

# 厚生常任委員会

平成28年9月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	健康福祉部長	面卷 昭男
福祉子ども課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 係 長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	生活環境部長	乾 善亮
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 中川委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、小村委員のお2人を指名いたします。

お2人にはよろしく願いたします。

ここで、分別体験ステーションへの現地調査のため、暫時休憩いたします。

（ 午前9時02分 休憩 ）

（ 午前9時41分 再開 ）

委員長

それでは、再開いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておるとおりでございます。

初めに、1番目として、付託議案、（1）議案第36号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境  
部長

それでは、議案第36号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生活環境  
部長

今回の本補正予算の主なものは、平成28年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定に伴う国、県支出金の補正、後期高齢者支援金と介護納付金の確定に伴う補正及び療養給付費負担金等の過年度分の精算による補正となっております。

それでは、補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの歳入予算の補正からでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で289万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、前期高齢者交付金の確定により、第1節 医療給付費分現年分で1,315万5,000円の増額、後期高齢者支援金の確定により、第2節 後期高齢者支援金分現年分で371万9,000円の減額、同じく介護納付金の確定により、第3節 介護納付金分現年分で654万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で87万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、先ほどの第1項の国庫負担金と同様の理由により、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で375万9,000円の増額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で104万6,000円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で184万円の減額補正を行うものでございます。

次に、8ページでございます。第4款の前期高齢者交付金では、本年年度の概算交付額が確定したことから、4,198万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金で87万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、先ほどの第2款 国庫支出金、第2項の国庫補助金の財政調整交付金と同様の理由で、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で

375万9,000円の増額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で104万6,000円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で183万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページでございます。第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申し上げます前年度の繰上充用金の補正に伴う減額941万9,000円と、本予算補正から生じた財源323万9,000円、差し引き618万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページでございます。続きまして、歳出予算の補正でございます。

初めに、第3款 後期高齢者支援金等第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金では、平成28年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1,365万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金につきましても、平成28年度の納付額が確定したことから、2,044万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金では、平成27年度決算により執行額が確定したことから、941万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただけますでしょうか。1ページの予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

生活環境  
部長

以上で、議案第36号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましても説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく

お願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第37号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉 それでは、議案第37号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計  
課長 補正予算(第1号)につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

長寿福祉 今回の補正の主な内容につきましては、平成27年度の本特別会計の  
課長 決算額の確定に伴う繰越金と、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金、あるいは交付金の精算などに関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,919万3,000円を追加し、24億4,249万3,000円とするものであり

ます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。初めに、歳入予算の補正についてであります。

第3款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、平成27年度の地域支援事業に係る包括的支援事業・任意事業の執行額の確定に伴う国庫支出金の不足額について、平成28年度に交付されることから、246万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、第2項 県補助金で、国庫補助金と同様の理由により、123万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 繰越金では、平成27年度会計の決算剰余金の確定により、8,550万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをごらんください。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第3款 基金積立金では、平成27年度の実質的な収支が確定し、7,504万円を基金に積み立てるものであります。

最後に、第5款 諸支出金では、平成27年度の執行額の確定に伴い、第1号被保険者の過年度分の保険料について還付すべき額の見込額が確定したことから24万5,000円の増額補正を、また、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業の介護予防事業に係る国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の超過交付分を返還するため、その償還金として1,390万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけるでしょうか。予算総則書を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

長寿福祉  
課長

以上、議案第37号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく

お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、3番目として、議案第38号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境  
部長

それでは、議案第38号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生活環境  
部長

今回のこの補正予算につきましては、平成27年度会計におけます繰越金の確定及び出納整理期間中に収納いたしました後期高齢者医療保険料に係る保険料等負担金の支出及び保険料の払い戻しに係る保険料還付金の受け入れに要する補正でございます。

それでは、補正予算所に基づきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの歳入予算の補正からでございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金で、平成27年度会計の歳入歳出差引額を繰り越すもので、30万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金で、平成27年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金として受入未済分118万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6ページでございます。続きまして、歳出予算の補正でございます。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、繰り越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金89万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、平成27年度還付未済に係る保険料還付金が不足する見込みであるため、59万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。1ページの予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

生活環境 以上で、議案第38号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計  
部長 補正予算(第1号)につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。



( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、4番目として、議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議について、また、次の(5)番目として、議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、この2議案は関連する議案でありますので、一括議題として審議いたします。

理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、付託議案(4) 議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議について、付託議案(5) 議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

議案の説明に入ります前に、西和衛生試験センター組合の解散に至りました経緯につきまして、改めてご報告をさせていただきます。

昭和46年8月16日に奈良県知事の許可を受け設立されました西和衛生試験センター組合であります。当センターの検査事務の大部分を占める水道等の水質検査につきまして、従来、公益法人や官公庁の機関でしか認められていなかった検査を、国の規制緩和から、民間においても参入することが認められております。そのことによりまして、分析結果、分析機器、精度管理等の義務化が細かく法令で規定されたところで

あります。

西和衛生試験センターでは、これまで、このような動向を踏まえつつ検査事務を行ってこられました。現在、検査員2名となり、現状の検査にも支障を来しかねない状況で、今後、検査員を増員し、育成等を行うことも厳しい状況となっております。また、西和衛生試験センターの建物につきましても、昭和47年に建築されたもので耐震基準を満たしておらず、今後、耐震補強する必要があるとともに、老朽化により大規模な補修等も必要になってきております。加えて、分析機器の整備につきましても、多検体を同時に行えるような精度の高い分析機器で行うよう関係省庁から指導等がなされており、今後、建物の補修や機器の更新、新規導入することなどで構成町にも大きな財政負担が予想されることもあり、複数の民間検査機関が進出してきている中、西和衛生試験センターとしての一定の役割を果たしたと判断され、平成28年度末、平成29年3月31日をもって解散されることとなったところであります。

それでは、議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策  
課長

西和衛生試験センター組合の解散に関する協議につきまして、構成町であります西和7町と協議の上定めることにつきまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、西和衛生試験センター組合の解散に関する協議書をごらんをいただきたいと思います。朗読をさせていただきます。

( 協議書朗読 )

環境対策

次に、年月日が現時点で空欄となっております。空欄となっております。

課長

すのは、組合解散に係る協議内容につきまして、組合各構成町で統一された内容で事前協議を行い、そして、議会の議決をいただき、それをもって西和衛生試験センター組合議会に上程、そして協議、議決いただきますので、協議書の日付につきましては組合議会の議案上程日となることから、現時点では空欄となっているところであります。なお、西和衛生試験センター組合議会は、本年12月下旬ごろを予定されているところであります。

そして、西和衛生試験センター組合を構成する西和7町の町長の記名、押印がされることとなっております、この解散に関する協議書につきましては、西和衛生試験センター組合を構成する西和7町共通の議案様式となっているところであります。

次に、付託議案（5）議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

環境対策  
課長

西和衛生試験センター組合の解散に伴います財産処分につきまして、構成町と協議の上定めるため、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案書の次のページをごらんいただきたいと思います。協議書の説明をさせていただきます。西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、次のとおり定めるものとする。

この協議書につきましては、第1条から第4条で構成をされております。まず、第1条につきましては、目的について定められております。この協議書は、組合の財産処分について、組合構成町と必要な事項を定めることを目的となっております。

次に、第2条では、組合の財産及び処分の方法について定められております。組合が所有する全ての財産は、別紙のとおり組合構成町に帰属させると定められております。次のページの西和衛生試験センター組合の財産に関する調書をごらんをいただきたいと思います。財産の総額につきましては、組合の解散の日、平成29年3月31日における全ての財産の総額となっております。また、案分率が示されておりますが、過去10年間の分担金の平均構成比率から案分率が算出されておりました、当町は、17.84%の案分率となっております。

申しわけございません。前のページの協議書にお戻りをいただきたいと思います。次に、第3条では、処分の年月日について定められておりました、財産の処分の日は、平成29年3月31日となっております。

最後、第4条では、その他について定められておりました、この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は、解散前の組合構成町の長が都度協議するものとされております。

そして、この協議書の成立を証するために、7通を作成し、各自1通ずつ保有することとなっております。先ほどの議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議についてと同じ理由から、調印日は空欄となっております。西和衛生試験センター組合を構成する西和7町の町長の記名、押印がされることとなっております。この財産処分に関する協議書につきましても、西和衛生試験センター組合を構成する西和7町で共通の議案様式とさせていただいているところであります。

以上で、付託議案(4) 議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議について、付託議案(5) 議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議をいただきまして原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 案分率は過去5年言わはったんかな。その平均の負担率で、斑鳩町は17.84%ということで、今、お聞きしたんですが、これを建設当時の負担金を平均したらどんなような数字になるねやろ。

環境対策課長 申しわけございません、建設当時の負担金の総額っていうのは、ちょっと把握をしておりません。なお、先ほどの案分率については、過去10年間の平均でございます。

中川委員 建設当時から、もう、平均したら同じぐらい。大きく変わる数字が出てくることは多分ないやろうと思いますので、まああれですが。  
それで、わかったら地目、土地の面積、建物の延べ面積ってわかります、それと処分の方法。

環境対策課長 まず、建物の面積につきましては、586.79平方メートルでございます。建物につきましては、昭和47年の竣工で、延べ床面積が450.61平方メートル、なお、地目につきましては、宅地となっております。そして、土地の売却の方法でありますけども、公売という区分にされておりますけども、引き合いがあれば協議していくというふうに管理者から聞いているところであります。以上です。

中川委員 すみません、土地の面積、もう1回、すみません、お願いします。

環境対策課長 586.79平方メートルです。

中川委員 引き合いがあればっていうことは、任意売却みたいな形で、話があったら乗るということでよろしいのかな、町長。

委員長 小城町長。

町長 一応、組合管理者と副管理者が来て、上牧町の関係の方でね、最初、

土地を分けてもうた、その方がおそらく買っていただくというような話をされます。それが一番もうベターかなということで、まだ確定はしていませんけども、大体引き合いになっておるようでございますし、当然そういう形になったほうがいいんじゃないかということでございます。

中川委員　もともと土地を分けてもらった人というのは、住民の方ですか、何か業者ですか。

町長　恐らく業者だと思います。宅建業者とか、そういう。まあ言えば大阪かどこかだと思いますけども。

中川委員　その1つの業者ともう単価を決めてね、売却されるというのはちょっとおかしいと思いますのでね、何業者かのやっぱり値段を出していただいて、やっぱり一番高価なところに売却してもらいたいっていうのが望みであります。そこはもう組合員の町長にお任せしておかなきゃあないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長　ほか、ございませんか。　平川委員。

平川委員　働いておられる職員さんは、どうなるんでしょうか。

町長　一応、今、3名おられますから、1名の方は上牧町と、それから副管理者の安堵町へ1名と、それから。上牧は2名で、4名おられて、上牧が2名で、副管理者の安堵町へ1名、王寺町へ1名ということで決まっております。

委員長　ほか、ございませんか。　小林委員。

小林委員　今の委託料、負担金とですね、平成29年度以降の解散後の委託料というか、負担金というか、委託料、恐らく見積りか何か出されると思う

んですけども、その差額というか、金額について、教えていただきたい  
と思います。

委員長 栗本環境対策課長

環境対策 まず、過去5年の西和衛生試験センターの組合の分担金は、大体1，  
課長 320万から1，620万で、平均いたしますと、分担金は1，370  
万。解散されるに当たりまして、民間検査機関に、西和衛生試験センタ  
ーと同様の検査項目について見積りを徴したところ、1，325万円と  
なっており、見積り段階で、組合の分担金の平均よりも若干安価になっ  
ておりますけども、今後、契約していくに当たって、入札等々行います  
ので、さらに安くなるものというふうに見込んでおります。以上です。

小林委員 解散後は町単独で入札されるのか、それとも広域でされるのか、新た  
にされるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

環境対策 今年度につきましては、1，196万3，000円の分担金を納めて  
課長 おります。その上、下半期ですね、10月から、機器の売却であるとか、  
建物の解体等によって西和衛生試験センターでの検査ができなくなりま  
すので、通常でしたら、10月以降、各構成町が独自に民間の検査機関  
と委託をするということになりますが、そうなりますと、分担金プラス  
各町に検査機関に委託する委託料が必要となりまして、財政的にも負担  
が大きくなるという判断をされて、平成28年度下半期については、西  
和衛生試験センター組合で7町の下半期に行う検査分を一括入札をされ  
ております。そのことによって、1町で入札をするよりも安価な委託料  
になっておりますので、28年度についてはそういった処置をされると。  
29年度からは各町で業者を選定していくというふうな運びになってお  
ります。

小林委員 広域で入札されるといろいろな手間もかかると思って、大変だと思う

んですけれども、やっぱりこれからの時代、広域化、その中でいずれ検討していただきたいなというふうに要望だけさせていただきます。

委員長　ほか、ございませんか。  
よろしいですか。　中川委員。

中川委員　繰越金っていうんか、そういう現金はあるのかな。

環境対策課長　一応、資金の残金も出るというふうに聞いているところであります。

中川委員　大体の値段はわかるのかな。

環境対策課長　精算金につきまして、あくまで予算上でということでご理解をいただきたいと思うんですけれども、土地の売却、機器の売却、資金の残額、合わせまして大体7,370万円あたりになるというふうに聞いております。それで、町の案分率17.84%を乗じますと、約1,300万円程度の配当になるというふうに見込んでいる、あくまで予算上です、でご理解をいただきたいと思います。

委員長　ほか、ございませんか。  
よろしいですか。

(　　な　　し　　)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。  
それでは、順にお諮りいたします。  
まず、議案第42号についてお諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(　　異議なし　　)



委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものとしたしました。

続いて、議案第43号についてお諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2番目として、継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化に関すること  
課長 についてであります。

先ほど、衛生処理焼却棟解体撤去後の跡地、また、ごみ分別体験ステーションの現地調査をいただきまして、まことにありがとうございました。現地調査の中でもご説明をさせていただきましたように、今月から実施をいたしましたごみ分別体験ステーションは、これまで216人の住民の方に分別体験いただくなど、順調にスタートしております。

そのほか、前回の委員会以後、特段ご説明、ご報告申しあげる内容はなく、平成28年度も順調にごみ減量化・資源化が図られているところであります。

以上で、継続審査のご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ないですか。

( な し )

委員長

すみません、私からちょっと1点だけ聞きたいんですけど、この前、自転車かな、放置自転車を全部回収したとかいうことを聞いたんですけど、それは実際、回収してきて、登録されているやつもあると思うんですけど、あと、登録されていないやつで使えるものとかいうのは、もう全部処分するんですかね。それとも、また、ほしい人に分けてあげるような、陶器市とかああいうふうな感じでやられるのか、ちょっとその辺だけお聞きしたいなと思っています。

環境対策  
課長

放置自転車につきましては、条例で移送・保管後60日が経過すれば処分できることになっています。その間に、西和警察署等々で防犯登録から所有者の割り出しをしておりますけども、防犯登録が削られている、また、ない等々で所有者がわからない場合、まだ使えるものにつきましては、さらに4か月間保管をしまして、半年たちますと所有権が町のほうに帰属をいたします。使える自転車につきましては、公用自転車として、近隣に出かける場合、車ではなく自転車で活用しているということでもあります。また、使えない自転車につきましては、これまで処分をしておりましたけども、鉄として売却をできますので、売却処分をしているというところでもあります。

また、住民の方への活用でありますけども、やはり整備のされていない自転車、もしブレーキが故障したりしてですね、住民さんにお譲りした自転車で事故を起こされても大変ですので、住民さんにお譲りしているということはありません。あくまで職員が公用自転車として利用しているというところでもあります。

委員長

私の近くで、住民の方で、自転車放置されていたので、私と一緒に駅前交番へ持っていったんですけども、警察の方が調べてもうたら、もう登録ないということで、警察引き取ってくれるのかなと思ったら、持って帰ってくれ言われましたので、その場合はやっぱり斑鳩町へ持っていったらいいということで、今のでよくわかりました。ありがとうございます

ます。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3番目として、各課報告事項についてを議題といたします。

議案第35号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、各課報告事項(1)議案第35号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)であります。この補正予算のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援に当たり、国の補助制度を活用することから、保育所等整備交付金2,666万6,000円の増額をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、当初予算に計上している子育て応援アプリシステム導入事業が新たに県の活力あふれる市町村応援補助金の対象事業として採択されたことから、320万円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費で、平成27年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い超

過交付分を返還することから、38万2,000円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、平成27年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い超過交付分を返還することから、1,280万8,000円の増額をお願いするものであります。第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、平成27年度の臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、423万円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました県の活力あふれる市町村応援補助金の財源振替をお願いするものであります。第2目 保育園費では、町内保育サービスの充実を図るとともに、様々な保護者のニーズに応えるため、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備を支援してまいりたいことから、民間保育所施設整備費補助金3,000万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成において、予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月22日に公布され、本年10月1日から乳幼児のB型肝炎が予防接種法に規定されているA類疾病に追加されることに伴い、助成対象者の一部が任意接種から定期接種へと切り替わることから、第12節 役務費で通信運搬費1万2,000円、第13節 委託料で乳幼児B型肝炎予防接種委託料242万円の増額をお願いするものであります。この改正では、平成28年4月1日以降に出生した乳児から、任意接種から定期接種となり、対象年齢が生後12か月に至るまでとなります。このことから、平成26年度から実施しております乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用の一部助成につきましては、定期接種の対象とならない、生後12か月から24か月に至る乳幼児の保護者に対しまして、引き続き一部助成を行ってまいります。さらに、特例措置として、平成28年4月1日以降に出生した乳児が9月末までに接種した費用につきましては、定期接種の委託料金である7,020円を上限として全額助成をしてまいります。

以上、議案第35号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関する内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。

( な し )

委員長 次に、2番目として、斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、理事者の報告を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の実施についてご説明させていただきます。

このたびの制度改正により、平成29年4月から要支援者等のサービス内容が変わります。高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問介護及び通所介護は、介護保険給付から、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに移行することとなっております。

資料1の1ページをごらんください。初めに、介護予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてであります。現行の介護予防給付サービスにつきましては、指定業者により、訪問介護と通所介護を、要支援認定者を対象に、全国一律の基準により実施しております。表の右の枠の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しますと、町が指定あるいは委託等により実施することになります。訪問介護は、訪問介護相当として、現行の介護予防給付サービスと同じ内容のサービスと、訪問介護緩和として、介護予防給付による基準を緩和したサービスになります。通所介護は、通所介護相当として、現行の介護予防給付サービスと同じ内容となっております。その他の多様な生活支援サービスについては、町が住民主体によるボランティアなどによる買い物や地域での集いの場の提供を行うこととなります。なお、予防給付基準サービスにつ

きましては、西和7町と同じ基準となっています。また、表の下の※印の訪問入浴サービスから住宅改修などのサービスにつきましては、総合事業に移行しないで、現行の介護予防サービスで実施いたします。

2ページをごらんください。次に、総合事業のサービス利用までの流れについてであります。平成29年4月以降、窓口相談に来られた場合は、要介護状態である方や福祉用具の貸与や住宅改修の希望のある方、また、短期入所や施設サービスを希望されている方などは、図の左の流れになります。従来どおり要介護認定申請をしていただき、認定調査と医師の意見書をもとに要介護認定を行います。しかし、訪問型サービスや通所型サービスなどを希望されている場合は、基本チェックリストを用いて判定を行い、サービス事業対象者となれば、図の右の流れになり、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防・日常生活支援サービス事業を受けていただきます。さらに、明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合は、一般介護予防事業を受けていただきます。この事業は、全ての高齢者が利用可能な事業となります。

続きまして、3ページをごらんください。次に、総合事業の対象者についてであります。要介護認定を受けておられる方は、介護保険の対象となります。膝関節症などがあり、立ち上がりや片足立ちに支えが必要な要支援1程度の方、要支援1の状態に加えて、寝返り・起き上がりに支えが必要であったり、移動や移乗に見守りが必要な要支援2の方で、福祉用具の貸与や住宅改修の希望がある方、また、短期入所や施設サービスを希望される方は、介護保険の対象となります。介護保険の対象とならない要支援1・2の方やひとり暮らしや高齢者世帯で生活に不安のある方で、訪問介護・通所介護や一般介護予防事業を希望された場合に利用できるのが、総合事業となります。

続いて、4ページをごらんください。先ほど少し説明させていただきましたが、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスと通所型サービスについて、もう少し説明をさせていただきたいと思います。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村が中心となって進めていく必要がありますことから、利用者像や利用回数、単価に

つきましては、広域7町間で、サービス内容に大きな隔たりが生じないよう協議を重ねているところであります。

まずは、訪問型サービスであります。

訪問介護（従前どおり）は、身体介護・生活援助の専門的知識が必要であり、利用者に提供するサービスであります。週に1回程度の利用につきましては、1回当たり2,715円、週2回程度で、1回当たり2,756円、週3回程度で、1回当たり2,909円で、サービス単価については、引き下げることなく、現行の要支援の給付と同じであり、西和7町の統一単価となっております。

訪問型サービス（緩和基準）は、身体介護を含まない、病状が安定している利用者に提供するサービスで、1回当たり2,297円となっております。訪問型サービスの緩和基準サービス単価につきましても、西和7町の統一単価となっております。

多様な訪問型サービスは、市町村が柔軟なサービスを提供することができますことから、ボランティア、NPO、民間企業、近隣の助け合い・声かけ活動などの活動支援を想定しており、今後、支援の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、5ページの通所型サービスでございます。

通所介護（従前どおり）は、生活機能向上の機能訓練で集中支援により改善・維持が見込まれるケースや複合疾病のあるケースで、週に1回程度利用で、1回当たり3,832円、一月当たり16,700円、週2回程度利用で、1回当たり3,944円、一月当たり34,242円となっております。サービス単価につきましては、引き下げることなく、現行の要支援の給付と同じであり、西和7町の統一単価となっております。

多様な通所型サービスは、住民主体やボランティア、NPO、民間企業などによる多様な通いの場ができるよう、今後、支援の方法について検討してまいりたいと考えております。

6ページをごらんください。介護予防ケアマネジメントについてです。

ケアマネジメントAとは、介護予防・生活支援サービス事業所の指定を受けた事業所のサービスを利用するケースに対し、現行の予防給付に

対するケアマネジメントと同様のプラン作成とサービス担当者会議を行い決定するもので、4,390円、初回加算として3,063円で、自己負担はありません。

ケアマネジメントBとは、指定事業所以外の多様なサービスを利用するケースに対し、サービス担当者会議を省略したもので、2,133円、初回加算3,063円で、自己負担はありません。

ケアマネジメントCとは、配食などの生活支援サービスにつなげるケースで、初回のみを簡略化したケアマネジメントで、3,063円で、自己負担はありません。

それぞれの単価は、西和7町の統一単価となっています。

以上で、介護予防・日常生活支援総合事業についての説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。 濱委員。

濱委員 ありがとうございます。丁寧な図とか表を書いていただきまして、わかりやすいというか、ですけども、今までにもずっと、一般質問でも取り上げてきたのが、こういう具体的な形でもうスタートを待つという状況っていうことですけど、私が意見として持っておりますのは、重ねての発言にはなりますけれども、最初のこの2ページにありますこの表で、まず、役場の窓口相談に来られた方に対しての、これから先のサービスの道筋っていうのを求めているときに、この中では、後ろのほうにもありますけれども、軽い方に対して、介護の認定を受けずに総合サービスによってサービスを受けていくようになるというところで、私は、必ず介護の認定を受けていただきたい、そのことを基本としてほしいというのが意見の一番中心なところです。一般質問のお答えの中でも、必要とあればその都度受けていただくようにするということですが、もちろん、たくさんの方が、申請っていうか、相談に来られる中で、この介護認定っていうののやっぱり重要性というか、大きな役割というか、担っ



ているところっていうのは、これからの高齢者の方のやっぱりサービスを的確に、十分に使っていただくための一番の基本だと思いますので、その辺では、この表自身も7町での統一のものっていうことですがけれども、ぜひとも斑鳩町ではきちっとした認定を受けることを基本としてやっていただきたいというのが意見でございます。

長寿福祉  
課長

窓口に来られた方に対して十分な説明をしてということでございます。ただ、基本的なチェックリストだけで行うというのには、事業対象者に該当した方をですね、訪問介護型サービスなど、迅速なサービスを利用可能とするためであります。

ただ、要介護認定しなければその方の状態がわからないというのではなく、そういった総合事業に移る方につきましても、ケアマネジメント、またカンファレンスを行いながら、事業、その方の体の状態等を見ながらやっていきますので、その中で、要支援の認定をとらないとサービスを受けられない、その方にとってそういったサービスが必要であるということであれば、おっっしゃるように要介護認定の申請を受けていただき、必要なサービスにつなげていくということをできますので、そういった形で、安易にこのサービスを提供するということはないというふうに考えております。

委員長

ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員

もう1つ心配をしているのは、総合事業もそうですし、それから、ボランティアさんであるとか、NPO、民間企業などの活動を支援するということですけど、実際にそういった方たちがお年寄りとかかわってくださるといふときに、サービスを提供する方に資格がなくても、一定の研修を受けていただいてということで、一般質問の中でもヘルパーの勉強のようなものをしていただくということですけど、この質とか、量とかっていうものは、ヘルパーの1級、2級、3級っていうのも、時間数であるとか、項目とか、いろいろ規定があつて、結構大きなウエイト占

めていると思うんですけど、こういった一定の研修っていうのが、どれぐらいを統一でされるように計画されているのかっていうのは、いかがです。

長寿福祉課長 今おっしゃっていただいたヘルパーの研修っていうのは、非常に時間数が多くございます。その中で、生活支援としてやっていく中で必要な部分をピックアップしまして研修をしてまいりたいと思いますけども、その内容につきましては、今、ヘルパーの何級程度で何時間程度っていうのを詰めているところでございますので、まだ決まっておられませんけども、そういった方向で、今、検討しています。

濱委員 まだ検討中ということでしたら、私が申しあげるとは要望になるのかもわかりませんが、実際に、例えば買い物であったりとか、お掃除をするっていうふうには、ご本人に直接接触することですとか、そういうことがないことについて、研修で、心構えであるとか、俗に、何て言うのかな、サポーターさんなんかは認知症に対する理解を深めるとか、そういったことでしょうけれども、お年寄りの変化であったりとか、状態とかいうのをしっかり見極めるっていうのは、ある意味、すごい専門的なやっぱり勉強していただかないことには、通り一遍というか、話していても、認知がずいぶん進んでいっちゃう方でも、普通に話す分については全然もう支障ないじゃないかっていう印象を受けるとかね、そういったことについても、やっぱり専門性のしっかりした目を持って対応してくださるといことが、その方が、段々良くなっているのか、または段々悪くなっているのかというようなことを、ですとか、そのほかの問題なんかもやっぱり気付くっていう力っていうのが、予防っていうところとかね、改善するところにもすごく大事なので、その辺の研修っていうのはしっかりしていただくっていうことは、さっきも言いましたが、要望になると思いますけど、心して決めていただきたいと思っています。

委員長 ほか、ございませんか。 平川委員。

平川委員 今回の濱委員さんの質問とちょっと似ているかなと思うんですけど、不勉強で申しわけないんですけど、このボランティア等っていうのは、今後、養成していくということですか、それとも、今ある団体とかを活用してというふうに考えておられるのか、それで、今現在あるそういう団体等、受け皿となるような団体等が、ある程度こういうところをお願いできるのかっていうのが、成熟した形であるのか、それとも、今後それをもう少し活用できるような形に、お願いしていくような形になっていくのか、そのあたりをちょっとお伺いできますでしょうか。

長寿福祉課長 例えば通いの場っていうことであれば、地域で、サロンとか、介護予防、簡単な運動とか、ありますけども、そういった地域で中心となってやっていただける担い手さんをやっぱり養成していかないといけないというふうには考えております。その中で、今、一次予防、二次予防という形でやっていますけども、29年度からはもう1つになりまして介護予防という形になりますので、地域で、そういった人たちが1つの場で集まって、地域の見守りも兼ねた中でやっていくということになりますので、できたら地域での担い手さんを今後育てていくというか、養成をできるような形で事業展開できればというふうには考えております。

委員長 ほか、ございませんか。 小林委員。

小林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、本日、総合事業の実施についてということでご説明を受けましたけれども、そもそも、地域包括ケアシステムの構築のための重点的な取り組み事項として、平成27年度以降から順次実施されていくという中で、平成29年度からも実施されるという中で、当初の説明では、29年の4月からではなくてですね、平成30年の4月までにはという項目もありましたけれども、そこらへんはちょっと、ごちゃごちゃになってきてわかりにくい、僕がわかりに

くくなってしまったんですけれども、もう平成29年4月から全て実施されるということで。

長寿福祉課長 総合事業のうち、今ご説明させていただきました訪問型、通所型の分ですね、それと訪問型の緩和に関する分につきましては、29年の4月から、その他、1ページのその下にありますその他の多様なサービスにつきましては、実施する時期は市町村によって違いますので、国のほうでも指定はしておりません。平成30年から実施するものにつきましては、在宅医療に関する分につきましては、平成30年から実施するということになっております。

小林委員 わかりました、理解させていただきました。

僕、今まで、同僚委員さんの質問と関連してなんですけれども、2年前からですね、生活支援サービスの体制整備ということで、里川議員さんもずっとおっしゃっておられましたけれども、コーディネーター、地域支え合い委員の配置とか、ずっとこの委員会の中で話はしてまいりましたけども、僕もずっと心配していて、本当に平成29年の4月からいけるのかなと思っていましたけれども、今、例えば平成29年4月1日からこのコーディネーター、地域支え合い支援員さんっていうのは何名いるとか、そういう数字っていうのは出ているんですか。

長寿福祉課長 今年度、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託しております。2名に生活支援コーディネーターをしていただいています。資格といたしましては、社会福祉士の資格を持っておる2名でございます。

小林委員 僕、個人的にはですね、現場の苦勞が知らないので、平成29年4月から本当にできるのかなというふうに心配をして、ずっとしてきましたけれども、今もなかなかね、社協さんとか、地域包括さんが大変な中でですね、また、要支援1・2とかの方って、なかなか事業所はとっていただきにくい、お金になりにくからとらないっていう話もよく聞いたり

するんですけれども、そういう方々が、平成29年4月以降、どんどん、どんどん地域包括のほうに来るとですね、今の体制で本当にいけるのかなっていうふうに思っているんですけれども、その関係は、来年度に向けてはどのように考えておられるのか、再度お聞かせいただきたいと思っています。

長寿福祉課長 今のケアマネジメントのご説明もさせていただきましたけども、今現在も委託で事業者さんに要支援の方のケアマネジメントも一部委託をしているところでもあります。おっしゃっているように全てを地域包括支援センターで賄うことは非常に難しい現状でありますけども、そこら辺は事業者と割り振りをしながら、利用者さんにご迷惑をかけないような形で努力してまいりたいというふうには考えております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは次に、3番目として、コンビニ交付サービス開始に伴う証明書等発行サービスについて、理事者の報告を求めます。

中尾住民課長。

住民課長 それでは、平成29年2月1日稼動を目標に現在準備を進めております、証明書等コンビニ交付サービス開始に伴います、役場窓口以外における証明書等発行サービスの今後の実施内容につきまして、ご報告申しあげます。資料2により、ご説明いたします。

まず、現在実施しております、役場窓口以外における証明書等発行サービスでございますが、資料の右半分、自動交付機と西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩における証明書等発行サービスの2種類がございます。自動交付機は、平成10年10月からサービスを開始し、パゴちゃんカード、いわゆる磁気カードを利用して、住民票の写しなどの各

種証明書を、年末年始を除く毎日午前8時から午後8時まで自動交付できるというサービスであり、役場本庁舎内住民課窓口前に1台設置しております。現在の自動交付機は、コンビニ交付サービスで利用するマイナンバーカードには対応しておらず、後継の機種につきまして、マイナンバーカード及びパゴちゃんカードの両方に対応できる機種について調査・研究を進めてまいりましたが、両方のカードに対応できる機器の開発予定がないことから、現在の自動交付機の部品供給の最終期限であります平成29年6月末まで使用し、その後、撤去したいと考えております。

次に、西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩における証明書等発行サービスでございますが、こちらは平成21年4月からサービスを開始し、各公共施設の窓口で申請書を記入し、本人確認を行った上で、役場からファックス送信により証明書を交付するというサービスであります。こちらのサービスにつきましては、コンビニ交付サービスの導入により、自宅や職場等、最寄りのコンビニエンスストアで同様のサービスを受けることができることから、機器のリース期間終了期限であります平成30年3月末をもって終了してまいりたいと考えております。

以上のとおり、コンビニ交付サービス開始後につきましては、資料の左半分、窓口とコンビニ交付の2種類のサービスに段階的に移行してまいりたいと考えており、現在、パゴちゃんカードによる自動交付機をご利用いただいている皆様には、自動交付機の撤去及びコンビニ交付サービスの開始につきまして、広報紙への掲載、個別通知などにより周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、パゴちゃんカードにつきましては、コンビニ交付サービスでは利用できませんが、印鑑登録証として引き続き使用してまいりますので、マイナンバーカードをお持ちでない方につきましても、これまでどおり、住民課窓口におきまして、印鑑登録の即日登録、各種証明書の発行を行ってまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、コンビニ交付サービス実施後の証明書等発行サービスについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長 ほかに、理事者から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項について終わります。  
次に、4番目として、その他について、各委員からの質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。  
それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございます。資源物のリサイクルについて、地域包括支援についてのご希望をお聞きしておりましたが、地域包

括支援については、当町と同規模の町村で候補地の選定が困難であるため、資源物のリサイクルについての現地調査を行うこととし、検討の結果、可燃ごみ処理工程の見学に三重県伊賀市の三重中央開発株式会社、その他プラスチックのリサイクル工程の見学に、同じく伊賀市の株式会社ヤマゼン、また、枝葉・草類、生ごみの堆肥化工程の見学に、同じく伊賀市の株式会社大栄工業の3か所を現地調査先に選ばせていただきました。なお、視察日は、10月27日木曜日に実施したいと考えております。

現地調査については、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

現地調査の詳細につきましては、後日連絡させていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時57分 閉会)